○防衛大臣臨時代理
同　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　三好　雅子（森　まさこ）
内閣府特命担当大臣山本一太海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる
同　石原　伸晃
内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる（以上四月二十九日）
○総務大臣臨時代理解職
国務大臣　稲田　朋美
総務大臣新藤義孝帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○財務大臣臨時代理
同　新藤　義孝
財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○防衛大臣臨時代理解職
同　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　新藤　義孝
内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
同　稲田　朋美
内閣府特命担当大臣新藤義孝帰朝につき内閣府特命担当大臣（地方分権改革担当）事務代理を免ずる（以上五月一日）

宮内庁

東宮侍従長　加地　正人
東宮大夫小町恭士海外出張不在中東宮大夫事務代理を命ずる（四月二十八日）

外務省

（大臣官房）外務事務官　濵田　英彦
在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官に転任させる
在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し在ウィーン国際機関日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（四月二十日）
（大臣官房儀典官兼儀典賓客室）長）外務事務官　藤井　昭彦
在チェンマイ日本国総領事館総領事に昇任させる（五月一日）

最高裁判所

東京地方裁判所主任書記官　矢島　敦
最高裁判所判事木内道祥付秘書官を命ずる（四月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、バングラデシュ国大統領モハンマド・アブドゥル・ハミド閣下の大統領就任につき、五月一日御祝電を発せられた。

官庁報告

公聴会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十四条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年五月七日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　件名　北海道電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年六月二十日　午前九時から（意見陳述人が多数の場合は、上記期日に加え、平成二十五年六月二十一日も続行する。）

三　場所　札幌第一合同庁舎二階　講堂（北海道札幌市北区北八条西二丁目）

四　事案の要旨

1　電気料金その他の供給条件についての供給約款の変更（現行の電気料金を平均一〇・二〇パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う電気供給約款の変更を行う。）

2　申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ（http://www.meti.go.jp/press/2013/04/20130424001/20130424001.html）に掲載する。なお、当該資料については、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、北海道経済産業局（北海道札幌市北区北八条西二丁目）並びに北海道電力株式会社の本店（北海道札幌市中央区大通東一丁目二番地）及び支店・営業所において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「北海道電力関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年六月五日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　北海道札幌市北区北八条西二丁目）に到着するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（hokkaido-denkikocho kai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名「北海道電力関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年六月五日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室に到着するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（hokkaido-denkikocho kai@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込を行った場合は、メールでの申込を有効とする。）。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　意見陳述人が多数の場合は、前記第二号の期日に加え、翌日に続行することとなるが、意見陳述申し込みを行う者は、期日の指定を行うことができない。

別紙

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）
（郵便番号）
住所
（電話番号）
（メールアドレス）
職業

北海道電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。